

第9次沼津市高齢者保健福祉計画策定支援業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル実施要領

1 目的・趣旨

第8次沼津市高齢者保健福祉計画の計画期間が令和2年度をもって満了となることから、新たな社会情勢や行政課題等を踏まえ、令和3年度から令和5年度を計画期間とする第9次高齢者保健福祉計画を策定する。

本業務は、計画策定にあたり、第8次高齢者保健福祉計画の進捗状況及び令和元年度に実施した高齢者等実態調査の結果を踏まえながら、現状と課題の抽出、今後の方針の設定、計画骨子案、計画書及び概要版の素案の作成、その他必要となる資料の作成、各種委員会等の運営支援など、計画策定までの支援を行うことを目的とする。

業務の実施にあたっては、福祉計画の策定に関する十分な経験とノウハウを持ち、本市の現状と課題を正確に把握・分析し、目指すべき将来像を明確化する能力や会議の運営に際し、的確なアドバイスをするための福祉に関する幅広い知識と調整能力が求められるため、プロポーザル方式（※）により契約候補者を選定する。

（※）もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 契約の概要

- (1) 業務委託名 第9次沼津市高齢者保健福祉計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙「第9次沼津市高齢者保健福祉計画策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 契約金額 契約上限額 3,553,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市 市民福祉部 長寿福祉課 生きがい推進係

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1

電話 055-934-4834（直通）

F A X 055-935-0335

E-mail chouju@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を要しない。なお、契約候補者の決定後、契約締結までの間においても、以下の項目に該当した場合は、契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 平成 30・31 年度沼津市競争入札参加資格を有しないもの
- (5) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (6) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (7) 平成 25 年度以降、自治体の老人福祉計画及び介護保険事業計画（アンケート調査業務のみの実績は除く。）の受託実績を有しない者

5 契約候補者選定スケジュール

内 容	期 間
募集開始	令和 2 年 2 月 10 日（月） ホームページに掲載
質問受付	令和 2 年 2 月 14 日（金） 正午まで
質問の回答	令和 2 年 2 月 18 日（火） までにホームページに掲載
プロポーザル参加申込	令和 2 年 2 月 26 日（水） 17 時必着
プロポーザル参加承認通知	令和 2 年 2 月 27 日（木） 予定
企画提案書の提出期限	令和 2 年 3 月 12 日（木） 17 時必着
第一次審査（書類審査）	令和 2 年 3 月 17 日（火） 予定
第一次審査結果及び 第二次審査案内通知	令和 2 年 3 月 18 日（水） 予定
第二次審査 （プレゼンテーション）	令和 2 年 3 月 25 日（水） 予定
選考結果の通知	令和 2 年 3 月 26 日（木） 予定
契約締結	令和 2 年 4 月 1 日（水） 予定

6 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本業務委託の内容等に関する質問は、質問票（様式 1）により、電子メール又は FAX にて受付を行う。質問提出先は、「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

(2) 回答方法

本業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて沼津市ホームページ上で回答を掲載する。

7 プロポーザル参加申込書の提出

以下の書類をプロポーザル参加申込書の提出期限までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても、今後不利な扱いを受けることはない。

(1)	参加申込書	1部	様式2
(2)	同種業務実績表 ※記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（契約書・仕様書等の写し）を貼付	6部	様式4
(3)	会社概要（様式任意、パンフレット等でも可）	6部	—

8 プロポーザルへの参加承認通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらず、プロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

参加承認通知書を受け取った事業者は、以下の書類を企画提案書の提出期限までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。

①	企画提案書届出書	様式5
②	企画提案書	様式自由
③	実施体制調書	様式6
④	工程表	様式7
⑤	見積書（押印不要） ※見積金額は消費税及び地方消費税（10%）を含む額とし、 契約上限額以下の金額とすること	様式自由

(2) 企画提案書の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）

企画提案書の提出書類は、以下の点に注意して作成すること。

- ①「(1) 提出書類」のうち、②～⑤については、すべて自社名（ロゴマーク等を含む）を入れず（入っている場合は受け付けない）、送付する参加承認通知書に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
- ②「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、②～⑤については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを6部提出する。A4以外のサイズを用いる場合は、A4サイズに折りたたむこと。

(3) その他注意事項

- ①企画提案書は、工程表及び見積書を除き、10 ページ以内で作成すること。
- ②見やすいもの、わかりやすいものとする。特に実施方法は、具体的に記載し、手順等を簡単なフローなどで示すこと。
- ③本要領に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、契約上限額の範囲で、できうる限りの提案を示すこと。また、本件の受託者選定において、プロポーザルを採用する点にかんがみ、業務概要に示す本市の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。
- ④見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。
- ⑤提出後の提案内容の修正は一切認めない。

10 選考

(1) 選定方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「沼津市高齢者保健福祉計画策定支援業務委託契約候補者選定委員会」において総合的な評価を行い、契約候補者を選定する。

①第一次審査（書類審査）

- ・参加申込者が3者を超えた場合は、提出された企画提案書等に基づいて選定委員会において書類審査による第一次審査を実施する。提案者のうち、上位3者を選定し、すべての提案者にその結果を通知するとともに、第二次審査対象者には、当日案内を併せて通知する。
- ・提案者が3者以内の場合には、第一次審査は実施せず、すべての提案者を第一次審査通過者として取り扱う。

②第二次審査（プレゼンテーション）

- ・発表時間は、1参加者について15分程度を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。
- ・プレゼンテーションにパワーポイントを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。また、データは、USBにて持参すること。なお、パソコン、プロジェクト及びスクリーンは市で用意する。

（参考）パソコン：Windows 7、パワーポイントバージョン：14

- ・プレゼンテーションで説明する参加者は、業務担当予定者を含み3名までとする。
- ・プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり

11 選定結果の通知

契約候補者選定後、すみやかに、沼津市ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、契約締結後、市にその理由の説明を求めることができる。

12 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期限までに提出しなかったとき。
- (2) 選考会指定時間に来場しなかったとき。
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (5) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと市長が認めたとき。

13 契約

市は、契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を沼津市ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは、参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであるから、仕様については、契約時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することとなった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は、次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 選定結果に影響を与えるような、不誠実な行為があったと市長が認めたとき。

なお、契約書は、沼津市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認しておくこと。

(ホームページ>事業者のみなさん>入札情報・契約>建設工事関連業務以外の委託>「沼津市業務委託契約約款 (PDF)」)

- (4) 沼津市議会が本業務に係る予算措置をしなかったとき。

本プロポーザルにかかる契約は、令和2年度予算成立をもって締結が可能になる。沼津市議会が本業務に係る予算を承認しなかった場合は、契約を取りやめる。

また、予定より予算の議決が遅れた場合、契約締結日が予定日より遅れる場合がある。

なお、契約の取りやめ、遅延によって生じた損害について、市は責任を負わない。

14 契約締結後

契約者は、市との協議のもと、すみやかに実施計画書（実施体制、連絡体制、工程など）を作成し、市の承認を得ること。

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出処理の著作権は、参加者に帰属する。ただし、沼津市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

16 その他

- (1) 本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとする。

別表 評価項目

評価項目		評価点	
企画提案力	①本業務に対する基本的な考え方が具体的かつ適切か	10	60
	②本市の特徴や現状、課題を踏まえた具体的な提案がなされているか	15	
	③高齢者等実態調査の結果等を分析し、十分に活かせる計画策定の提案がなされているか	15	
	④提案内容は、理論的であり実現性があるか	10	
	⑤独自の視点や提案は、本業務において有効か	10	
業務遂行能力	⑥同種業務の実績は十分なものか	10	40
	⑦事業を円滑に進められるような体制であるか	15	
	⑧業務執行過程が明確にスケジュール化されており、提案内容との整合性が図られているか	10	
	⑨見積書は提案内容を踏まえたものとなっているか	5	
合計評価点		100/100	

ただし、合計評価点の平均値が 60 点を超えるものがいなかった場合は、契約候補者を選定しない。